

教 職 第 9 5 0 - 3 号
平成 3 0 年 1 月 1 0 日

各市町村立学校長 様

教育局教育総務部教職員課長

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて（通知）

給与支給事務については、日頃格別の御協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、平成 2 9 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 3 0 年分以後の所得税について下記のとおり改正されました。

なお、これに伴う小中学校県費事務システムへの入力方法については、別途通知いたしますので御承知おきください。

記

1 改正の概要（別添「給与所得者の方へ」参照）

- （１） 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされた。
（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）

- （２） 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 3 8 万円超 1 2 3 万円以下とされた。（改正前：3 8 万円超 7 6 万円未満）

2 その他

- （１） 改正の詳細については、国税庁のホームページを御覧ください。
（「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて」で検索してください。）
U R L <<https://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/index.htm>>

- （２） 税制改正について質問がある場合は、所管の税務署にお問い合わせください。

担 当 給 与 管 理 担 当
T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 6 6 7 1

給与所得者の方へ

○ 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月（日）給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数（配偶者及び扶養親族の合計数等）に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成 30 年 1 月 1 日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。

また、平成 30 年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」（「源泉控除対象配偶者」欄）への記載要否》

			給与所得者本人の合計所得金額（見積額） （給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額）			
			900 万円以下 （1,120 万円以下）	900 万円超 950 万円以下 〔1,120 万円超 1,170 万円以下〕	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,170 万円超 1,220 万円以下〕	1,000 万円超 （1,220 万円超）
（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	配偶者の合計所得金額（見積額） 38 万円以下 （103 万円以下）	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年以前）	（○）	（○）	（○）	（○）
		控除額 （老人控除）	38 万円 （48 万円）	26 万円 （32 万円）	13 万円 （16 万円）	0 円 （0 円）
	38 万円超 85 万円以下 〔103 万円超 150 万円以下〕	記載要否	○	×	×	×
		（平成 29 年以前）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	38 万円	26 万円	13 万円	0 円
	85 万円超 123 万円以下 〔150 万円超 201 万 6 千円未満〕	記載要否	×	×	×	×
		（平成 29 年以前）	（×）	（×）	（×）	（×）
		控除額	36 万円～ 3 万円	24 万円～ 2 万円	12 万円～ 1 万円	0 円

※ 1 上図の記載要否欄が「○」とされている箇所（源泉控除対象配偶者）に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月（日）の源泉徴収税額を計算します。

2 同一生計配偶者（合計所得金額（見積額）が 38 万円以下である配偶者）が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に 1 人を加算して毎月（日）の源泉徴収税額を計算します（改正前も同じ）。

3 控除額欄の金額は、平成 30 年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。

4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。

5 年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	（フリガナ）	あなたの生年月日	年 月 日	送る給与につ		
税務署長	給与の法人		上図の記載要否欄が「○」とされている箇所に該当する場合には、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載が必要となります。				
市区町村長	給与の所長						
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、専夫又は勤労学生等のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。							
区分等	（フリガナ） 氏名	あなたとの続柄	生 年 月 日	あなた扶養親族 （前回は記入済み）	あなた扶養親族 （平成 30 年分の 所得の基礎となる 所得）	住所又は居所	異動月日及び事由 （平成 30 年分の異動があった場合 に、正確に記入してください。）
源泉控除 対象配偶者 （注 1）							
1							
また、							